

茨建協発第 176 号
令和 2 年 12 月 14 日

会 員 各 位

一般社団法人 茨城県建設業協会
会 長 石 津 健 光
(公印省略)

令和 2 年度 建設業税財務講習会の開催について
「消費税のインボイス制度について」

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和 5 年 10 月 1 日から導入予定となっている適格請求書等保存方式（日本型インボイス制度）は、帳簿及び登録番号が記載された適格請求書等の保存を仕入れ税額控除の要件とする制度です。

取引の相手が課税事業者であり、インボイスを採用した請求書が発行されると仕入れ税額の控除が可能となります。

なお、免税事業者などインボイスを採用した請求書が発行されない業者と取引を行うと仕入れ税額の控除になりません。

本講習は、消費税のインボイス制度の概要と留意点や、建設業特有の消費税実務を把握するとともに、実務に役立つ内容となっておりますので、この機会に是非申し込みくださるようお願い申し上げます。

なお、準備の都合がございますので、令和 3 年 1 月 25 日（月）までに別紙参加申込書を当協会業務課までご送付くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 令和 3 年 2 月 8 日（月） 13：30～17：00
2. 場 所 茨城県建設技術研修センター 3階 大ホール
水戸市青柳町 4 1 9 3 TEL：029-228-3881
3. 講 師 ①財務省主税局 税制第二課 担当者
②公認会計士・税理士 丹羽秀夫事務所代表 丹羽 秀夫 氏
4. 定 員 100名（定員になり次第締め切らせていただきます。）
5. 受講料 無 料
6. 申込み先及び問合せ先
一般社団法人 茨城県建設業協会 業務課
TEL：029-221-5126
FAX：029-225-1158
E-mail：gyoumuka@ibaken.or.jp